

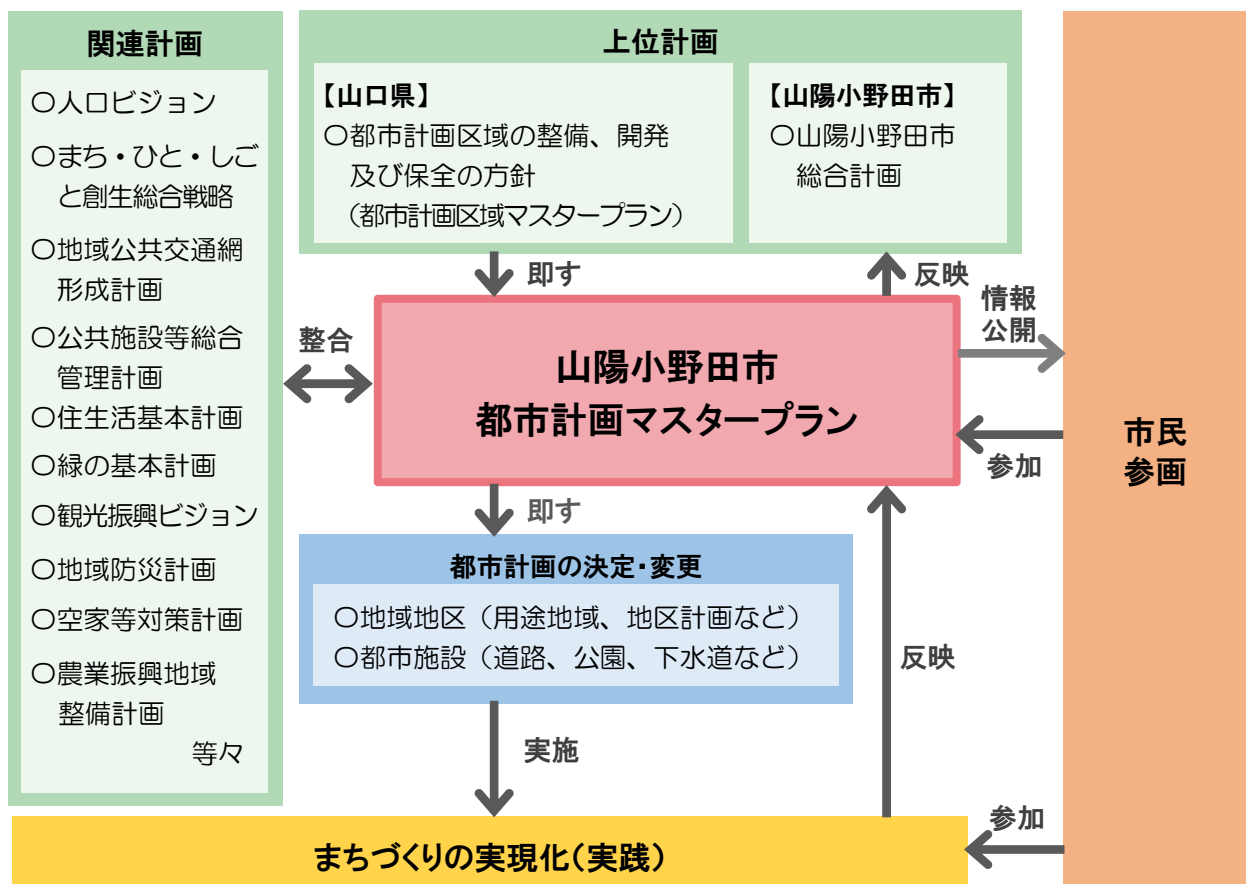
1 都市計画マスタープランとは

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

山陽小野田市都市計画マスタープランは、本市のまちづくり全般の基本的な方針を示す「山陽小野田市総合計画」や県が広域的な観点から定める「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などの上位計画や関連計画の内容を踏まえるとともに、本市の特性や課題、市民の意見を反映しながら、市の都市計画に関する総合的な指針として策定するものです。このため、市民と行政が一緒になって、これからの本市のあるべき姿を考え、計画的なまちづくりを進めることを目的として平成 21 年（2009 年）3 月に策定しました。その後、策定から 10 年が経過することから、本計画は、本市をとりまく社会情勢や各地域における状況の変化等を踏まえ、その内容等を改定するものです。

[都市計画マスタープランの位置づけ]



(2) 計画の期間・対象区域

1) 計画期間

計画期間は、上位計画である第二次山陽小野田市総合計画に合わせ、令和11年度(2029年度)までとします。

2) 計画対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであるため、その対象範囲は都市計画区域となります。本市は市全域が都市計画区域であることから、市全域を計画対象区域とします。

(3) 計画の役割と構成

都市計画や都市づくりは、市の総合計画における「将来都市像」を目指しつつ、地域の特性や住民意向を十分に考慮し、さらに、長期的な視点も持って検討していく必要があります。

このため、都市計画マスタープランでは、本市の特性と問題・課題を踏まえ、これから本市が都市づくりを進めていく上で基本となる考え方、すなわち基本目標を明確にします。そして、この基本目標のもとに、市全体の骨格的都市構造(全体構想)と各地域における詳細な市街地像(地域別構想)を示します。

土地利用計画や、道路、公園などの都市施設の整備といった個別の都市計画については、こうした市全体及び各地域の将来像を示した都市計画マスタープランに即して決定又は変更し、それぞれの計画や事業の間の整合を取りながら進めていきます。

[都市計画マスタープランの構成]

